

平成18年度第4回岡山市総合政策審議会 都市・交通部会の主な意見

- 1 日時 平成19年2月8日(木) 9:30~12:08
- 2 場所 岡山市役所本庁舎7階 大会議室
- 3 参加者 委員15名中10名出席  
岡山市：小林都市整備局長  
周藤審議監(都市開発担当)、東審議監(公園緑化担当)  
山内審議監(都市建築担当)ほか  
事務局：守分次長ほか

4 傍聴者 1名

5 会議概要

- (1) 都市整備局長あいさつ  
(2) 審議  
(3) その他連絡

6 主な意見

1 岡山市景観計画(案)等について

(概要説明)

景観法に基づく規制誘導方策である景観計画(案)要綱、及び景観計画を補充する景観条例(案)要綱等について

(質問) この景観計画は行政指導ということなので、あくまで罰則とか過料とかはしないという前提であると思うが、その場合には、工事をされる人には、よく趣旨を説明してやってほしい。

(回答) この行政指導というのは、届出、勧告ということで、相手の人にこの景観形成基準を踏まえて設計をしていただく。それを届け出てもらって、それが景観形成基準に適合しているかどうか、私どもでチェックして、それで適合していなければ勧告をして相手に直していただくということで強制力はない。相手の方がどの程度この内容について理解をしていただいて、努力していただけるかというところに大きくかかっている。ただ、色彩については、もう少し踏み込んだ形での対応も必要であると考えている。そういう意味で、設計者の方、それから施主の方にこの景観計画をつくって施行する上では十分な説明もやっていきたい。

(質問) 今、景観については、県の方で指導をやっているが、それをもっと強化するということは、これは政令市になったら必ず政令市としてこういう景観を義務づけられているのか？それで政令市に向けて先取りのような形で景観計画をつくるという趣旨なのか？

(回答) 今、岡山県景観条例に基づいて、岡山県がやっているという部分がある。それが

ら、一方、都心部については岡山市がやっているという部分がある。ただ、景観条例でいくと、岡山県がやっていて、岡山市は直接やっていないという弱味がある。そういう意味で、岡山市の主体的な取り組みという形で、責任を持った対応をしていきたいと考えている。平成16年にできた景観法の中で、景観に対する取り組み、景観の仕組みというのが整えられたので、その仕組みに基づいて、今まで県がやっていたものを岡山市に取り込んで、きちんとした体制の中で責任あるやり方をして、より実効性を高めていきたい。

(質問) 伝統的な建物が取り壊されているが、やはり保管、管理も含めてもっと統一的な考え方を市はとらないといけない。

(回答) 私ども、そういう街並み整備は非常に重要な問題であると思っている。昔つくられた伝統的な建物等が壊されていくというのは非常に残念でならないが、ただ残すということだけではなくて、それを残しながら地域がどう使っていくのかということも非常に重要な問題である。だから、そういう伝統的な景観等を地域の方が有効に使って、その中でまさに生きた景観であるということが非常に重要であると考えていて、単に市の方が伝統的な建物を受けるというだけではなくて、地域の方の有効な使われ方、そういったものも今後創意工夫をしていきたいと考えております。

(質問) けばけばした色はいけないというのはわかるが、寒いときは明るい色、暖かいときは冷たい色とかいうネオンサインが、今皆さんを楽しませてあげるのが基本ではないかと思うので、けばけばした色ばかりがいけないというのではなくて、やはりその時季とか、それから雰囲気とかいろいろ考えてやるという方針をある程度とらないと、何でもだめだでは頼りないのではないか。

(回答) 看板というのは、私ども屋外広告物条例というものを所管していて、その中で規制をやっていくという形になっている。ただ、景観行政ということでは、建物も屋外広告物もこれは一体的なものであるのもので、やはり総合的な取り組みが必要である。その中で、今回の景観計画の中で色の規制をしていくというのは、これは建物で、特に建物というのは壁面が非常に大きい。それも地について動かないものであるということで、非常に周辺に与える影響というものが大きい。そういう本来は背景としてなじんでもらうべきものが、変な色使いをして前面に出てくるところについてはきちんと規制をしていく方向で考えている。それから、看板というのは多少考え方が違って、これは物体としてもそう大きいものではない。建物ほど大きくない。ただ、この看板というのもたくさん出されれば非常に景観を阻害するということがある。実はその看板についても、私ども今の景観条例の中で運用していても今の有様であるので、そこについては再度検討を加えていく必要はあると考えていて、この景観計画とは別途、それに並行しながらこの屋外広告物のあり方というものも考えていきたい。

(質問) 政令市、将来は道州制ということにつながるとして、岡山市はどうするかというグランドデザインを終局的には考えていく中の一環であると思うが、全市を投網にかけるような形で果たしていいのかどうか。ゾーニングという形の中で、私権の制限という

ものをやはりやっていかないと、都市像は理想的な形に向かない。岡山をどういう街にするのかということが基本的に要るのではないか。

(回答) 今、私どもは2つの方向からのアプローチを考えている。一つが広域的な景観形成の観点。こういう広域的な観点から景観形成を進めていくというのと、それから、もう一つが地域の景観街づくりという観点から景観を進めていくという方向で考えている。この中で岡山市全体について網をかけるというのは、広域的な景観形成という観点から、特にディスアメニティの部分を取り除くことによって、景観の底辺を広げていくというやり方が一つ。それから地域的な景観形成という点では、重点地区での取り組みを今後ますます強化をして、数を増やしていきたい。そういう形で地域ごとに景観がきちんとつくっていきけるような仕組みを整えていきたい。

(質問) 景観について、規範として、マナーとして浸透させるという方針を持っているというのは大変結構なことであるが、市民にどういう意識を持って景観をつくっていったらいいかということにも多分何か工夫が必要になってくるのではないか。市民に恨まれるだけの規制というのはよくないので、市民の方が誇りを感じたり、そのメリットを感じたりしながらこの方向に努力していきけるようなセッティングがあればいいのではないか。受身でなくて意識の高い地区だけに助成金を出すというのが、その策だったんでしょうか？幾つかの地区で助成金があるというのは大変結構なことである。

(回答) 景観を考える上で、景観には2通りある。1つが見せる景観である。これはある意味では観光的あるいは経済的価値を生むような景観づくりで、まさに倉敷市がやっているようなやり方である。もう一方で、我々はやはり岡山市に住む人に焦点を当てた景観づくりということで、生きられる景観づくりという言い方をしている。それは生活の中に生きる、生活の中に息づく景観づくりである。人が住んで、そこに幸せを感じていただけるような景観づくりも必要であると考えていて、そういう意味で、この見せる景観的な要素も必要ですし、一方ではここにずっと長くお住みの方が、今の景観を保ってきているので、この人たちに焦点を当てた取り組みということでも考えている。

(質問) 日本の街並み景観の最大の阻害要因というのは、やはり電柱と電線だと思うが、この問題についてはどのように考えているのか？

(回答) 電線の地中化に関しては、岡山の場合、昭和61年から幹線道路、それから都心内で割合幅広く電線の地中化等を進めている。これは無電柱化推進計画というものをつくって、それはもちろん景観的な観点も入れてこういう計画もつくっている。ただ、これは物すごい莫大な事業費がかかるので、すべて岡山市内もれなくやっていくというのはやはり無理がある。そういう意味ではやはりきちんと優先度を決めながら取り組んでいく、そういう今までにやってきた取り組みを継続してきちんとやっていくということで努めていきたい。

(質問) 街の景観というのは、生活活動の結果、そして産業活動の結果として出てくるものであるから、景観計画を進めていくにあたって、街の方々との協議の場というのか、そういった仕掛けがないとなかなか難しいのではないかと思うので、その仕組みづ

くりをどう考えているのか？

(回答) 私どもは、シンポジウムといった場を通じて景観の大切さを多くの市民の方に語り合っていきたい。一方では実際こういう規制だけで景観ができるというものではない。やはり規制でやるとすれば、最低限のレベルでしかできない。本当に理想的なところを求めていくと、これは地域の方が主体的に取り組んでいただける、地域の方が自ら考えて行動をしてつくり上げるという行為が当然必要になってくるので、こういう取り組みをどんどん広げていきたい。その一端が出石町や庭瀬や西大寺である。それから、この景観計画の中に盛り込んだ重点整備地区での取り組みで地域の中に入りながら、地域の住民の方々と意見交換しながらどんどん掘り起こしをしていきたい。

(質問) 田園風景を守ってほしいという思いがあるが、田園風景に対して、今までの取り組みとどう変わってくるのか？

(回答) 岡山の場合、非常に田園風景が豊かである。それから棚田の景観や棚田と田園と集落が一体となったような景観という点で、非常にこれが岡山の一つの特徴であると考えていて、そういった景観というのも今後岡山、特にその都市ビジョンの中にもあるように都市性と田園性ということ強く打ち出している。そういう意味では、この田園の景観も守っていくということも非常に大切なことだと思っている。この景観計画の中でも、景観農業振興地域という一つの制度がある。こういった制度を今後うまく保っていきたいと考えていて、今現在、農業部局ともどういうふうなやり方が可能なのか検討を進めている段階である。

(質問) 五感に訴える美しい街づくりとあるが、この五感という言葉が景観計画とか景観条例とか具体策の中で、どういった形で示されているのか？

(回答) 原風景と言われるようなすばらしいものをつくっていく、心象風景としてきちんと心に刻まれるような風景をつくっていく、そういう思いを込めて「五感」という意味を使っている。

(その他の意見)

- 景観条例について、ほかの都市との兼ね合いも考えてみたらどうか。
- 自分たちの街は自分たちでつくるんだという基本のベースを身につけていただくような御指導をお願いしたい。
- 新規の建物に関しては非常に細かい規制を考えているが、既に建ってしまったものについては何か指導とかを考えているのか。
- 環境とか健康にいいというようなものをもう少し街づくりの中に、整備の中に入れて、歩いて楽しい街づくりというのをやはりこの計画の中に是非取り入れてほしい。
- 岡山には後樂園とか岡山城とか本当にすばらしい遺産があるが、何かそれが本当に生きていないような感じがする。歴史的なもの、古いものは大切に保存してほしい。少ない財政の中で、あそこもここもとちよつとずつ手をつけるのではなく、何ヶ年かの計画で、重点的に限られた予算をうまく使ってほしい。ばらまき財政では本当にやった甲斐がない。

○高いところから見た景観という意味で、屋上の景観も大切である。

○岡山市は非常に美しい街、非常にすばらしい資源がある街である。ところが、建物に目を向けるとそうではないというのが現状ではないか。ただ、景観というのは、決して短期間でできるものではない。もう大きく言って100年ぐらいのスパンでじっくり考えていかなければいけない。そういった中で今回景観法に基づいてこういった基準をきちっとつくられるということは、非常にすばらしい。景観というのは、作り手があって、守り手があって、それでみんなでそういうものを守りつくっていく、育てていくという視点が必要である。ですから、非常に長期にわたって本当に岡山市がどっしりと構えて、街をつくっていく、景観をつくっていくという視点がやはり必要である。やはり、地域に住んでおられる方々が誇りを持てるような景観づくりを、行政としてもピーアールしていく。これも短期ではなくて、長い目でつくっていくという姿勢がいる。

(部会長総括)

この景観計画は、時間をかけてつくっていかなければいけない。その中で市がやはり毅然とした方向性を出していくことと、もう一つ、景観が大事なんだという認識を住民の方、業者の方全部が共通して持つか持たないかである。一つ一つの個々の部分を実際に手がける人が自分の認識の中でこれをやっていくということ、やはりセンスとしてやっていかなければいけない。結局そこに住んでいる人たちあるいはそこに関係する人たちが持っている共通のセンスの高さが街をつくっているということではなければ、なかなかこの計画をつくったからといって機能しない。今日のところは、景観計画の考え方をご議論いただいたということにして、次回それ以後を見せていただきたい。

## 2 岡山市開発行為の許可基準等に関する条例に基づく開発許可申請について(藤田地内)

(概要説明)

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例に基づく開発許可申請について(藤田地内)

(質問) まちづくり三法ができるということで、どういう条例を改正するにしろ、長年全体の街づくりの背景は大事であるから、その辺は考慮してほしい。今の条例をある程度いかしていくとか。

(回答) まちづくり三法の改正ということで、本年11月30日から改正法が施行されると、その趣旨からしたら、やはりこういう大型集客施設というのが、制限されるようになっている。条例の方もそういう趣旨を踏まえると、改正等も含めて検討しなければいけない。

(質問) この開発条例は自主条例ですか？

(回答) これは都市計画法34条8号の3という規定があって、開発許可事務というのは平成12年当時まで国の機関委任事務となっていたが、地方分権の中で自治事務ということで都市計画法34条8号の3の規定に基づいて調整区域での開発についてもそれぞれの自治体に条例を制定して、その開発許可を認めようという方針の中で、岡山市とし

て周辺地域の活性化を目指してこの条例を制定した。

(その他の意見)

○地震とか災害とかいうような場合には、やはりどこか逃げ道の一つでもつくっておかないと、たくさんの方が出入りするは大変ではないか。図面を書いて植木を植えたような形になっているから、植木を抜いて出入りするわけにはいかないからそこだけを植木は外して車が出入りするようには開けておくとか。

(部会長総括)

実際につくってしまったものはそれなりにやはり生かしていかなければいけないわけですから、その辺の配慮をしていただきたい。もし特段なければ、ここでお認めいただいたということにさせていただく。

### 3 岡山市住宅基本計画策定について

(概要説明)

岡山市の住まいのあり方・住宅行政の方向性を示す住宅基本計画の策定にあたり、その素案を審議していただく4回目の今回は、「公的住宅のあり方」、「住宅政策の体系」等について

(質問) やはりこれからますます岡山市というのは大きな政府を目指されているのかな。民ができることは民ということを行いながら、実は官が民の領域まで一生懸命やられようとする姿の中で、この辺を改善されないことには、やはりこれから市民というのは税金対策大変だなという感じがする。できるだけ市民も応援するけれども、必要以上の応援ができにくい状況にだけはさせないようにしていただきたい。

(回答) ここに今日提案している市民住宅、それも手法として公営住宅も含めて、これからは民活も使って、PFI手法とか、どういうふうな手法でいこうかということも、限られた財源の中ですので、それも知恵を出していこう、それから民間のところを決して圧迫しないことも考えなければいけないだろう、民間を支えていかなければいけないだろうということも含めて、どういう方向性を示せばいいのかということをお議論いただきたい。

(質問) 基本的に今年度で一応この岡山市住宅基本計画は仕上げをするということですか？

(回答) この住宅基本計画が非常に大変な計画なので、基本的には今年度というふうなこともあるが、私どもはそれは少しずれてもしっかり御審議いただいて、今素案というか本当にざらなものを出しているが、固めていく作業を同時並行でやり、ただし、実施計画というのもつくりたくない。来年度には間に合わないが、再来年度には少なくとも形のあるものの一つや二つは要求できるようなものにしないとけない。そういう中で、この基本計画が終わってから実施計画をつくるのではなく、年度を越えた平成19年度は、実施計画も並行的に考えていこうとしている。しかし、この基本計画がきち

っと定まらないとなかなか動けない。そういう意味では、大体六、七月ぐらいに遅くともこの計画が欲しい。

(質問) 非常に幅広く住宅政策を述べているが、具体的にはどういうふうにするのか？例えば行政として、住宅政策課とか住宅計画課とかいうような組織づくりをするのかどうか。かなり具体的な実施計画になるかもわからないが、これだけの膨大な計画をこれから展開するにあたって、どのように行政として進めていくのか、そういった切り口も少し要るのではないか？

(回答) 今現在の市の組織がフラット制ということで、部を廃止していて、それを一元化できるような情報の共有のスタイルの組織にしようとしている。来年度もそういうコントロールタワー機能を強めようとしているので、そうした中でやっていくと組織としては思っている。具体なところは実施計画で決めていきたいが、その実施計画の組織はどうなるのかということについてはちょっとまだ固まっていない。内部でやってしまうのか、それともこういう委員会ということになるのかというのはまだ決めていない。

(その他の意見)

○岡山市というのは下水道の普及率が全国の市の中でも非常に低いと言われているが、市営住宅ができる所というのは全部下水道の管理がなされている所に市営住宅ができるのですか？それとも市営住宅ができる時に下水道が完備されるのですか

○市営住宅の中にも、例えばスーパーではなくてもコンビニのようなものに入ってもらおうとか、そういうような複合的なものを立体的にこれから考えないといけない。

(部会長総括)

次回にもう少し御議論を深めていただくということにする。この部会は相当市民の生活に密着するとか、基本的なところをやっていただいているので、来年度はもうちょっと回数を開くとか、ちょっと考えてほしい。